

春の管理講習会 資料

JA グリーン長野営農販売部

〔Ⅰ 植え付けた果樹苗木の管理について〕

1. 春植えの苗木の定植管理

- 1) 新梢が風で折れないように支柱(鉄製等、熱を強く帯びるもの不可)を設置し、固定する。
支柱と苗木は少し間を空けて、ヒモでくびれないように八の字で固定する。
- 2) 経営内で、何をどこに植えたのかわかるように図面など記録を残す。
- 3) 乾燥防止
 - ・定期的なかん水⇒枯死や生育不良防止のため、土壌乾燥しないようにする。
 - ・わらマルチ ⇒乾燥防止・抑草による苗との養分競合防止。

2. ネズミの食害防止

- 1) 草刈り・耕運・除草剤の使用などにより、住みにくい環境にする。
- 2) 未熟な堆肥を置かない。餌にならないようにする。

〔Ⅱ 果樹の凍霜害対策について〕

1. JAグリーン長野凍霜害対策本部設置について

3月24日から5月23日の期間、本所営農販売部に設置致します。凍霜害対策本部では、凍霜害対策の継続的な注意喚起、災害発生時の調査対策を実施致します。

タイムリーな情報収集は、気象予報、気象アプリ、紹介しているアグリネットを有効活用し、早めの対策を実施する

2. 長野農業農村支援センターよりの、凍霜害に備えた対策について

- 1) 凍霜害対策動画「ずく出して凍霜害対策」

右のQRコードから動画を視聴できます。



3. 凍霜害対策

凍霜害に合うと、胚珠が褐変し、落果(花)するため、収量減となる。サビ発生等、商品価値が下がる。

- 1) 凍霜害の予測: 霜注意報に注意を払う。天気予報、気象情報サイト等で確認する。
- 2) 果樹の凍霜害危険温度(60分間:℃)

種類	生育ステージ				
	発芽期	展葉期	色づいた蕾	開花期	幼果期
りんご	-2.2	-2.1	-2.0	-1.5	-1.7
もも			-2.5	-2.1	-2.1
なし	-3.3		-2.5	-1.3	-1.3
おうとう			-2.2	-2.2	-1.1
種類	発芽期	展葉1枚期	展葉後期	開花期	
ぶどう	-3.9	-2.8	-2.2	-0.5	

注)この表は、「30分間低温に遭わせた時、被害が出る温度」という意味です。これより高い温度でも、長時間(概ね3時間以上)遭遇すると、被害がでる。

3) 防止対策

- ① 耕種的予防

- ・暖かい日の午前中に灌水を行い乾燥防止 ・下草刈りの実施
- ・冷気を溜めない、入れない(冷気が逃げる側には遮へい物を置かない)
- ・敷きワラは地温を下げるので晩霜の危険期を過ぎてから行う

②燃焼法

- ・環境に配慮した資材 ※下記表(目安)を参考にして下さい。

商品名	10a当り設置数	概算燃焼時間	備考
デュラフレーム	30～42	3時間30分	
ローソクかす(通常缶)	40～60	5～6時間	溶かし入れた、満杯時燃焼時間
ローソクかす(一斗缶)	15程度	9時間位	重いので、入れる量で時間短縮
ローソクかす(ペール缶)	防霜ファンの補助用に使用 火力強い 5～6時間		
剪定枝チップ+灯油 【ミルク・営業用缶詰缶】	40～60	4時間	チップ 300～400g+灯油 2ℓ ※チップは燃焼性劣る。
剪定枝チップ+灯油 【一斗半切缶】	40	4時間	チップ 1kg+灯油 5ℓ
灯油 【ミルク・営業用缶詰缶】	40～60	3時間	補充の必要な場合あり。
リターンスタック型 オイルヒーター	20	6時間	燃料10ℓでの燃焼時間 棚栽培果樹は、不可。

- ・ローソクかすの詳しい利用方法は、ご相談ください。
- ・古タイヤや重油等のばい煙が多発する廃物利用は不可。
- ・火は気温が高くなるまで絶えさせない
- ・燃焼時間に限界があるので、もっとも危険な午前4～6時までもたない場合は、追加が必要。

③送風法(防霜ファン)

- ・着実な作動確認 使用の1ヶ月以上前に電源入れて確認(早めに点検！)
- ・サーモスタットの位置(直射日光が当たらない場所に設置)
- ・ファン作動温度(展葉期以降は開始プラス2℃ → 停止プラス6℃が基本)
- ・-3℃以下にまで気温が低下する場合は燃焼法を併用

④その他の方法(補助的方法)

- ・凍霜害対策資材:基本は、凍霜害危険日の前日と定期的な散布を併用。

商品	時期	倍率
霜ガード	1・2回目 ⇒開花3～4週間前の蕾期・花が風船状態期	50倍(水100ℓに2kg) ※展着剤加用
	3回目開花期～幼果期	100倍(水100ℓに1kg) ※展着剤加用
アイスバリア	発芽期～落果後	250～333倍(水500ℓに2本で250倍になります。)

- ・留意事項:散布は温かい日中に実施する。
農薬との混用可能だが、効果安定のため単用がおすすめ。

【Ⅲ アグリネット利用について】

アグリネット(JA長野県農業支援情報サービスは、JA長野県グループによる農業関連情報を通じ農家支援を目指したWEBサービスです。

1. おすすめ機能

1) 市況

:青果・花き市場の価格動向を表やグラフで閲覧することができる。

2) 販売お取引状況照会

:JAを通じて販売した野菜・果物・花き・きのこなどの「精算書」の「速報」が閲覧できます。

3) 購買品お取引情報照会

:簿記記帳の参考資料として、JAとのお取引状況(購買)の帳票を出力することができます。

2. JAグリーン長野オリジナルコンテンツ

1) 栽培アシスト情報:果樹栽培情報や講習会資料を閲覧できます。

2) 管内の気象情報:管内に設置したセンサーにより、観測結果をスマートフォンなど使用し確認できます。

3) ももの収穫予測:管内の気象観測データを使用し、概ねの予測ができます。

3. 登録

1) 会員登録・利用料:無料

2) 方法:JAグリーン長野ホームページより ※不明な点は、総合企画部まで。

【Ⅳ 果樹関係補助事業について】

ここでは、希望者自らが、相談申請が必要な事業のみ紹介致します。詳しくは、果樹営農技術員までご相談下さい。内容は、抜粋ですので、ご注意下さい。

1. 国庫事業(令和7年度事業)

○対象抜粋:地域計画の「人」(中心経営体)・「農地」であり、果樹振興が記載されている事。(記載の意向を示し、4年後までに記載される事)

基本、農業振興地域農用地である事。JAグリーン長野果樹産地構造改革産地協議会の担い手要件に当てはまる事。

1) 果樹経営支援対策整備事業

①主に果樹園の新植、改植事業。要件があります。

②令和7年事業は、1次申請締切済。2次申請6月末まで。

2) 産地パワーアップ事業先導的取組支援事業(令和8年度未確定)

①主に果樹園の新植、改植事業に、施設(ぶどう棚・防霜ファン・多目的防災網・雨除け施設)を支援する事業。

②要件があります。

③令和7年事業は締切済。令和8年事業に向けて検討(11月末までに希望・3社見積書等必要)。

3) 果樹未収益期間支援事業

①上記1)2)に関連して、実施する事業。新植・改植に伴う未収益期間を支援。

2. 市単独事業(令和7年度は4月確定) ※年度内完了事業。

申し込み順に受け付け。申込が多い(事業費)が多い場合は、予算限度があるため、先着順と致しますが、ご了承下さい。限度に達した場合は、令和8年度以降分の仮申込受付となります。次年度以降も事業が継続された場合(※継続された場合でも内容に変更がある場合があります)、仮申込順にご連絡申し上げます。

○申込締切日:令和7年7月31(木)

○対象者:長野市民である事。長野市の園地であること。納税滞納していないこと。

1) ぶどう新品種推進事業 ※令和8年度以降の予約になります。

①抜根整地及び園地整備、支柱等の施設、かん水施設。

②対象品種:ナガノパープル・ピオーネ・シャインマスカット・クイーンルージュ®・クイーンニーナを植え付ける園地

・令和7年度に、苗木を購入し植え付ける。(令和6年秋・令和7年春・令和8年春だが、証明として、苗木注文書必須。)

2)りんごわい化栽培導入事業(支柱等施設設置) ※3戸30a以上がまとまらないと実施できない。

①対象資材:1本支柱およびトレリス

②対象品種:当JA果樹秋苗注文書(令和6年注文書参考)にある品種を植え付ける園地。
※一部除く

・令和7年度に、苗木を購入し植え付ける。(令和8年春でも可だが、証明として、苗木注文書必須)

3)りんご新しいわい化栽培推進事業(フェザー苗・支柱等施設設置) ※普通樹からの改植に限る。

①抜根整地及び園地整備、苗木、支柱、トレリス等の施設、

②対象品種:シナノリップ・秋映・シナノスイート・シナノゴールド・ふじを植え付ける園地
・令和7年度に、苗木を購入し植え付ける。(令和8年春でも可だが、証明として、苗木注文書必須)

3. JA農業開発事業・事業分量配当金(令和7年度事業予定。3月理事会で決定。)

※果樹関係抜粋。詳しくはJA広報誌エバーグリーン4月号掲載予定。

1)農業開発事業

①生産基盤拡大(新植) ※指定品種は要件変更有。

②防霜ファン、多目的防災網施設、簡易雨除け(トンネルメッシュ)

③排水対策、暗渠料金、パイプ

④所得向上に向けた、新品目品種、機械化、温暖化対策の検討のための試験

2)事業分量配当金(対象商品の購入により対象となります)

①果樹栽培用施設の新規建設、修繕、農業災害施設等

②灌水施設(水源からの配管等対策)、井戸掘削料金

③農産物(果実)貯蔵用冷蔵庫 ④自動草刈ロボットの機種限定

⑤電動剪定器具(電動剪定バサミ・ハンディソー)

⑥コンフューザー、生分解マルチ、雑草抑制ネット ⑦盗難防止防犯カメラ

4. 補助事業に関する注意事項

1)よく事業内容を理解せず、取り組むと下記のような、問題が発生しますので、ご注意ください。

①事業の許可が決定される前に、着工した。 ※補助事業は、基本事前着工は不可。

②関係費用は、全額自己負担。補助金は、後です。また、すぐに交付されるわけではない。
支払いができなかったため、事業中止になったという事にならないよう、資金計画が大事。

③事業を実施したが、対象園地を貸してしまった。相続してしまった。補助事業を受けたことを、忘れてしまった。親族や後継者に話していなかった。

※既定の期間維持が必要。事業主が変更になる場合は手続きが必要。

④枯れた樹を放置。間伐してしまった。 ※計画通りの維持が必要。

⑤その他、多種の問題が発生しますので、責任をもって事業に取り組んで下さい。

2)現在、施設関係は、見積～施工に大変時間がかかる状況となっています。このため、期間に十分余裕をもって計画していかなければ、補助事業の対象期間にならないばかりか、栽培計画にも影響していきます。早めの相談、計画、見積をお願い致します。